

郵便等による不在者投票における
投票用紙及び投票用封筒の請求書

公職選挙法第 49 条第 2 項の規定により、選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第 59 条の 4 第 2 項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

都道府県 郡市区 町村 番地

令和 年 月 日

氏 名

代理記載人となるべき者の氏名

大船渡市選挙管理委員会委員長 様

備考

- 1 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。
- 2 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。
- 3 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 4 郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 5 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第 59 条の 4 第 3 項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。